

現 行				改 正 案																								
<p>(開館時間)</p> <p>第2条 勤労者会館（以下「会館」という。）の開館時間は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>開館日</th> <th>一般開館時間</th> <th>貸切開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">集会施設</td> <td>日曜日</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の日</td> <td>午前9時から午後10時まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">プール</td> <td>日曜日</td> <td>午前10時から午後5時まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</td> <td>午前10時から午後9時30分まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の日</td> <td>午後1時から午後9時30分まで</td> <td>午前10時から午後1時まで</td> </tr> </tbody> </table>				施設名	開館日	一般開館時間	貸切開館時間	集会施設	日曜日	午前9時から午後5時まで		その他の日	午前9時から午後10時まで		プール	日曜日	午前10時から午後5時まで		国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日	午前10時から午後9時30分まで		その他の日	午後1時から午後9時30分まで	午前10時から午後1時まで	<p>(開館時間等)</p> <p>第2条 勤労者会館（以下「会館」という。）の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。</p> <p>(1) 集会施設にあつては、午前9時から午後10時まで</p> <p>(2) プールにあつては、午前10時から午後9時30分まで</p> <p>2 プールの開館時間については、平日（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）の午前10時から午後1時までを専用使用することができる時間とし、それ以外の時間を個人で使用することができる時間とする。</p>			
施設名	開館日	一般開館時間	貸切開館時間																									
集会施設	日曜日	午前9時から午後5時まで																										
	その他の日	午前9時から午後10時まで																										
プール	日曜日	午前10時から午後5時まで																										
	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日	午前10時から午後9時30分まで																										
	その他の日	午後1時から午後9時30分まで	午前10時から午後1時まで																									
<p>2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。</p> <p>(休館日等)</p> <p>第3条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>(1) 水曜日</p> <p>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(使用の申請)</p> <p>第4条 会館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した使用許可申請書を市長に提出しなければならない。ただし、プールを個人で使用</p>				<p>(休館日等)</p> <p>第3条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>(1) 集会施設にあつては、12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(2) プールにあつては、水曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(使用の申請)</p> <p>第4条 会館の施設を使用しようとする者（第4項に規定する者を除く。）は、市長が定めるところにより、会館の施設の使用許可に係る情報システムによる事前手続</p>																								

現 行	改 正 案
<p><u>しようとする者は、使用しようとする日の当日に口頭で申請することにより、これに代えることができる。</u></p> <p>(1) <u>申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに団体にあつては、担当者の氏名（以下「申請者の氏名等」という。）</u></p> <p>(2) <u>使用日時、使用施設、使用附属設備、使用目的及び使用人数並びに入場料等徴収の有無（以下「使用日時等」という。）</u></p> <p>2 <u>前項本文の規定による申請は、使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。第13条第1項において「使用日」という。）の3月前の日の属する月の初日から行うことができる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(使用許可書等の交付及び提示)</p> <p>第5条 } 2 ----- 略 -----</p>	<p><u>（以下「ウェブ申込み」という。）をしなければならない。</u></p> <p>2 <u>ウェブ申込みの区分は、次の各号に掲げるとおりとし、ウェブ申込みをすることができる期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。</u></p> <p>(1) <u>勤労者団体の使用に係る抽選申込み 使用日の6月前の日の属する月の1日から5日まで</u></p> <p>(2) <u>勤労者団体又は勤労者の使用に係る先着申込み 使用日の6月前の日の属する月の6日の午後1時から使用日の当日まで</u></p> <p>(3) <u>勤労者団体及び勤労者以外の者の使用に係る先着申込み 使用日の3月前の日の属する月の1日の午前9時から使用日の当日まで</u></p> <p>3 <u>抽選申込みをして当選した者及び先着申込みをした者は、当選又は先着申込みの日から7日以内（先着申込みの日から6日以内に使用する場合は、使用日の当日まで）に、次に掲げる事項を記載した使用許可申請書を市長に提出するとともに、使用料を納付しなければならない。この場合において、提出期限までに使用許可申請書の提出がなかつたときは、その者の当選又は先着申込みは、なかつたものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに団体にあつては、担当者の氏名（以下「申請者の氏名等」という。）</u></p> <p>(2) <u>使用日時、使用施設、使用附属設備、使用目的、使用人数及び入場料等徴収の有無（以下「使用日時等」という。）</u></p> <p>4 <u>プールを個人で使用しようとする者は、使用日の当日に、口頭で申請しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前各項の規定にかかわらず、公用で使用する場合その他市長が特別の事情があると認める場合の申請の手続は、市長が定める。</u></p> <p>(使用許可書等の交付及び提示)</p> <p>第5条 } 2 ----- 略 -----</p>

現 行	改 正 案
<p>3 市長は、<u>前条第1項ただし書</u>の申請を適当と認めるときは、入場券を交付する。</p> <p>4 入場券の交付を受けた者（以下「プール使用者」という。）は、<u>入退場時</u>にその入場券を提示しなければならない。</p> <p>（使用内容の変更）</p> <p>第8条 使用者は、<u>使用日時等</u>の変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した使用内容変更許可申請書に使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>(1) }  (2) }  2 } -----略-----</p> <p>（使用時間の超過）</p> <p>第9条 使用時間の<u>超過</u>は、会館の運営に支障のない場合に限り許可する。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>3 超過時間の計算は、30分以上1時間未満の端数は1時間とし、30分未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>（使用の取消し）</p> <p>第10条 使用者は、会館の施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した使用取消届に使用許可書<u>又は使用内容変更許可書</u>を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) }  (2) }  (3) } -----略-----</p> <p><u>（附属設備等）</u></p>	<p>3 市長は、<u>前条第4項</u>の申請を適当と認めるときは、入場券を交付する。</p> <p>4 入場券の交付を受けた者（以下「プール使用者」という。）は、<u>入場及び退場の際</u>にその入場券を提示しなければならない。</p> <p>（使用内容の変更）</p> <p>第8条 使用者は、<u>使用附属設備、使用目的、使用人数又は入場料等徴収の有無</u>の変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した使用内容変更許可申請書に使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>(1) }  (2) }  2 } -----略-----</p> <p>（使用時間の超過）</p> <p>第9条 使用時間の<u>超過</u>（<u>集会施設にあつては、条例別表第1項の表の備考第3項に規定する使用をすることをいう。</u>）は、使用日の当日に限り申請することができる<u>ものとし</u>、会館の運営に支障のない場合に限り許可する。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>3 超過時間の<u>使用料の額を算定する場合における超過時間</u>の計算は、30分以上1時間未満の端数は1時間とし、30分未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>（使用の取消し）</p> <p>第10条 使用者は、会館の施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した使用取消届に使用許可書<u>その他の市長が必要と認める書類</u>を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) }  (2) }  (3) } -----略-----</p> <p><u>（附属設備等）</u></p>

現 行								改 正 案																																						
<p>第 1 1 条 条例別表第 1 項の表の備考第 5 項に規定する市長が定める附属設備等及び市長が定める使用料は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">設備の名 称等</th> <th colspan="7">使用時間</th> <th rowspan="3">1 時間増 すごとに</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>午前・ 午後</th> <th>午後・ 夜間</th> <th>全日</th> <th></th> </tr> <tr> <th>午前 9 時 から正午 まで</th> <th>午後 1 時 から午後 5 時まで</th> <th>午後 6 時 から午後 10 時まで</th> <th>午前 9 時 から午後 5 時まで</th> <th>午後 1 時 から午後 10 時まで</th> <th>午前 9 時 から午後 10 時まで</th> <th></th> </tr> <tr> <td>カラオケ セット</td> <td>円 1,000</td> <td>円 1,300</td> <td>円 1,300</td> <td>円 2,300</td> <td>円 2,600</td> <td>円 3,600</td> <td>円 400</td> </tr> </thead></table>								設備の名 称等	使用時間							1 時間増 すごとに	午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日		午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 6 時 から午後 10 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	午後 1 時 から午後 10 時まで	午前 9 時 から午後 10 時まで		カラオケ セット	円 1,000	円 1,300	円 1,300	円 2,300	円 2,600	円 3,600	円 400	<p>第 1 1 条 条例別表第 1 項の表の備考第 6 項に規定する市長が定める附属設備等は、カラオケセットとし、同項に規定する市長が定める使用料は、次の各号に掲げる使用時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 午前 9 時から正午まで 1,000 円</p> <p>(2) 午後 1 時から午後 5 時まで又は午後 6 時から午後 10 時まで 1,300 円</p> <p>(3) 午前 9 時から午後 5 時まで 2,300 円</p> <p>(4) 午後 1 時から午後 10 時まで 2,600 円</p> <p>(5) 午前 9 時から午後 10 時まで 3,600 円</p> <p>(6) 第 1 号から第 4 号までに掲げる使用時間と引き続き正午から午後 1 時まで又は午後 5 時から午後 6 時まで 1 時間につき 400 円</p> <p>2 附属設備等の使用料は、使用日の当日までに納付しなければならない。</p>							
設備の名 称等	使用時間								1 時間増 すごとに																																					
	午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日																																								
	午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 6 時 から午後 10 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	午後 1 時 から午後 10 時まで	午前 9 時 から午後 10 時まで																																								
カラオケ セット	円 1,000	円 1,300	円 1,300	円 2,300	円 2,600	円 3,600	円 400																																							
<p>(使用料の還付)</p> <p>第 1 3 条 条例第 8 条第 3 項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 使用者が使用日の 7 日前までに使用取消届を提出した場合 既納使用料の 5 割</p> <p>(3) -----略-----</p> <p>2 使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載して押印した使用料還付申請書に使用許可書及び使用内容変更許可書又は使用取消届を添えて市長に提出しなければならない。ただし、プール使用者にあつては、口頭で申請することにより、これに代えることができる。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(2) }</p> <p>3 市長は、第 1 項第 1 号の規定により、プール使用者に対し使用料を還付する場合には、振替券を交付することにより、これに代えることができる。</p>								<p>(使用料の充当及び還付)</p> <p>第 1 3 条 使用者が使用取消届を提出した場合（既納の使用料がある場合に限る。）において、その者が納付すべき使用料があるときは、既納の使用料を納付すべき使用料に充当することができる。</p> <p>2 条例第 8 条第 3 項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 使用者が使用日の 7 日前までに使用取消届を提出した場合 既納使用料（<u>充当をしたときは、その額を控除した額</u>）の 5 割</p> <p>(3) -----略-----</p> <p>3 使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載して押印した使用料還付申請書に使用許可書その他の市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、プール使用者にあつては、口頭で申請することにより、これに代えることができる。</p>																																						

現 行	改 正 案
<p>(読替え)</p> <p>第22条 指定管理者が会館の管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、<u>第4条</u>、第5条第1項及び第3項、第6条、第7条第1項及び第3項、第8条、第10条、<u>第13条第1項</u>並びに第17条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。</p>	<p>(1) } -----略-----  (2) }</p> <p><u>4</u> プール使用者に対する使用料の還付は、振替券の交付をもつて代えることができる。</p> <p>(読替え)</p> <p>第22条 指定管理者が会館の管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、<u>第4条第3項</u>、第5条第1項及び第3項、第6条、第7条第1項及び第3項、第8条、第10条、<u>第13条第2項</u>並びに第17条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。</p>